

地域脱炭素促進区域の設定と 環境保全の取り組みへの提案



自然のちからで、明日をひらく。

私たちは、人と自然がともに生き、赤ちゃんからお年寄りまでが
美しく豊かな自然に囲まれ、笑顔で生活できる社会を
つくることを目指して活動しています。

公益財団法人 日本自然保護協会
保護・教育部長 大野 正人

※図版、写真等は転載不可でお願いします

1. 促進区域等設定の協議会と合意形成のあり方

- 国や都道府県の基準による除外すべき区域は、法規制が最も厳しいエリアに限られている。しかし、生物多様性の保全上重要なエリアが必ずしも、十分な法規制の網がかかっているとは限らない。地域で保全活動がされている、また地域絶滅が危ぶまれるエリアなど、地域ならでの「環境保全の観点」が重要である。
- 例えば、都道府県の基準検討の際に、環境団体に説明・ヒアリングがなされ、パブコメ意見が反映されるなどは、とても有効な機会であった。
- 今後、市町村の促進区域の設定や事業計画の作成の際に設定される協議会に、**地域の自然情報に詳しい環境団体・ナチュラリストや博物館学芸員、研究者などを構成メンバーとして必ず位置づけることが、その後の合意形成を図るうえでも重要**である。

事例：ドイツの自然共生型再エネ事業

ドイツでは、低生産農地や荒廃農地を太陽光発電所に転換し、花や実のなる灌木の垣根で周囲を囲い、敷地は希少種を含む郷土種による草地にして酪農家の放牧に利用している。小動物の移動のためにフェンスの下に10～15cmの穴を空け、他にも昆虫の巣箱、猛禽類の止まり木、爬虫類や両生類のビオトープが配置されている。また、モニタリングは自然保護団体の地方組織が調査に協力して、結果を公表している。



ドイツではゾーニング制度がしっかりしていることや、計画段階で州政府の綿密な指導と住民との協議が徹底されていること、事業者と投資家の環境貢献の意識が高いことなどが背景としてある。



<視察2022年11月> 1) Solarpark Mooshof (ボーデン・ヴェルテンベルグ州、ソーラー・コンプレックス社、14ha・2.4MW)

2) Weesow-Willmersdorf solar park (ブランデンブルク州、EnBW社、209ha・187MW)

2. 地域共生型再エネ促進における「地域の環境保全の取組」

- ネイチャー・ポジティブ（自然再興）が世界目標に掲げられている時代に、再エネ事業の開発によるマイナス（環境影響）をゼロにするだけでは足りず、プラスに転じる環境保全の取組みが求められる。
- 促進区域では、自然共生型再エネとして「環境保全のための取組」で追求することにより、合意形成や社会的受容性への貢献につながることを期待される。
- **自治体や事業者向けに「環境保全のための取組」ガイドラインを示す必要がある。**
- 生物多様性国家戦略にもとづく自治体の生物多様性地域戦略、OECM（自然共生エリア）との整合、調整を綿密に図る必要がある。
- **促進区域等の設定は、潜在的なOECM適地の洗い出し（生物多様性の見える化）や生物多様性地域戦略の策定・更新などと一体としてできる枠組みや支援策が自治体のインセンティブとして期待される。**なお、市区町村の策定率8.6%と低い。（論点①、②）

情報：大型陸上風力発電計画の自然環境影響レポートを公表 (2023年4月6日)

- 過去5年間に発行された環境影響評価図書（アセス図書）267件を対象に解析
- 計画のうち、4割以上が原生林に近い森林を、2割が天然記念物で絶滅危惧種であるイヌワシの生息域を事業実施想定区域（想定区域）に含めていた。
- 事業者、計画ごとにも自然環境面への配慮に大きな違いがみられ、配慮を試みて計画をしている事業者と、明らかに配慮を欠いている事業者に二分された。
- 環境アセス図書の常時公開が多くの事業者でなされておらず、本来的な環境アセスの目的である利害関係者との合意形成と情報公開の点で課題がみられた。



詳しくはコチラ

<https://www.nacsj.or.jp/me dia/2023/04/35101/>

表1. 主要な事業者毎の自然環境への配慮状況
オレンジ太字は各項目における上位3社、黄色太字は各項目における全計画平均以上を示す。

事業者	アセス図書 数	アセス図書 公開	原生自然度		特定 植物群	保安林	緑の 回廊	自然 公園	希少鳥類の生息地					
			9	10					イヌワシ	クマタカ	オジロ ワシ	オオワシ	チュウヒ	タン チョウ
全計画平均	267	11%	44%	7%	15%	71%	5%	17%	21%	52%	23%	17%	18%	3%
株式会社エヌエスエス	30	0%	67%	17%	30%	70%	3%	13%	7%	43%	57%	47%	37%	20%
株式会社エヌエスエス	22	0%	41%	5%	14%	59%		18%	14%	73%	14%	14%	18%	
株式会社エヌエスエス	20	0%	30%	5%	10%	80%	10%	10%	25%	55%			10%	
株式会社エヌエスエス	16	0%	38%		19%	69%		13%	13%	25%	6%		6%	
株式会社エヌエスエス	14	29%	57%	14%	14%	79%	7%	7%	7%	50%	43%	29%	36%	7%
株式会社エヌエスエス	14	0%	50%		21%	93%	21%	29%	57%	93%	7%	14%		
株式会社エヌエスエス	12	100%	33%		25%	75%		17%	33%	58%	8%		8%	
株式会社エヌエスエス	12	0%	58%	17%	8%	33%	8%	17%	17%	17%	67%	50%	50%	
株式会社エヌエスエス	10	0%	30%	10%	20%	80%	10%	10%	30%	60%	10%	10%		
株式会社エヌエスエス	8	0%	50%		13%	88%		25%	50%	63%	13%		13%	
株式会社エヌエスエス	7	0%	86%		14%	86%	14%	29%	43%	71%	14%	29%	14%	

※社名は画像処理済をしてあります。

3. 主な論点への意見

・ 論点④ 役割分担、連携強化について

「事業提案型」や「事業者の知見を活用した」促進区域では、特に立地適正や環境影響への科学的な判断は、市町村だけでは難しく負担になる。環境保全の観点から地方環境事務所、都道府県の環境部局、そして地域の環境団体が入った協議会の関与や検討のプロセスは必ず必要である。

一方、環境団体や住民団体からの企画提案、例えば促進区域に関わるゾーニング案、事業者と連携できる環境保全活動、営農型太陽光発電、市民出資型の再エネ事業なども、積極的に取り入れられる仕組みも検討する必要がある。

・ 促進区域の国の基準の改善

30 by 30（2030年までに陸域、海域の30%を保全されるエリアにする）目標と、国立・国定公園のなかでも促進区域が設定できてしまう現状のギャップは、今後も違和感として残りつつづけるため改善が必要である。